

平成 27 年 3 月 31 日

各 位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役 村上雅彦
問合せ先	E T F センター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、次の E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

- (1308) 上場インデックスファンド T O P I X
 - (1330) 上場インデックスファンド 2 2 5
 - (1592) 上場インデックスファンド JPX 日経インデックス 400
- ※ (括弧内は証券コード)

記

1. 変更の内容およびその理由

金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法として、一般社団法人投資信託協会規則に従って委託会社が合理的な方法を定めるべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日	: 平成 27 年 4 月 8 日
変更実施日	: 平成 27 年 4 月 9 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

①上場インデックスファンド 2 2 5、上場インデックスファンド T O P I X

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、平成 19 年 9 月 30 日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条第 1 項に規定する「その内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、公告および受益者への書面交付ならびに異議申立等の手続きは行ないません。

②上場インデックスファンド JPX 日経インデックス 400

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及

び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行ないません。

別紙1. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

各投資信託約款の新旧対照表

1308 上場インデックスファンドTOPIX 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、東証株価指数に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、東証株価指数に連動する投資成果を目指します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、東証株価指数に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、東証株価指数に連動する投資成果を目指します。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 外貨建資産への投資は行ないません。 (新設)</p>

1330 上場インデックスファンド225 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価に連動する投資成果を目指しま</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第24条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、日経平均株価に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産中に占める各銘柄の株数の比率を日経平均株価における個別銘柄の株数の構成比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均株価に連動する投資成果を目指しま</p>

<p>す。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 外貨建資産への投資は行ないません。</p> <p>7. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>す。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 外貨建資産への投資は行ないません。 (新設)</p>
--	--

1592 上場インデックスファンドJPX日経インデックス400 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「JPX日経インデックス400」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、「JPX日経インデックス400」に採用されている株式（DR（預託証書）を含みます。）に投資を行ないます。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <p>1. この信託は、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率を対象インデックス（この信託では、「JPX日経インデックス400」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、「JPX日経インデックス400」に採用されている株式（DR（預託証書）を含みます。）に投資を行ないます。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 (新設)</p>